

ハンブルク・マックス＝プランク外国私法・ 国際私法研究所における在外研究

法学部准教授 久保寛展

2007年8月27日から2008年8月26日の1年間、ハンブルクにあるマックス＝プランク研究所において在外研究の機会を得ることができた。ハンブルクに長期滞在するのは、これで2度目であり、1度目は、2000年から2001年にかけてDAADの奨学金を得て、1年間滞在した大学院時代であった。1度目から約7年近いブランクがあり、またハンブルクに到着したときは、ダムトーアの駅も改装され、ヨーロッパ・パサージュというショッピングセンターが建築されていたことを目の当たりにすると、非常に懐かしい思いがすると同時に、街の景色も少し違った印象を受けた。ここでは、紙面の関係もあり、滞在期間中のすべてのことを論じることはできないが、研究所における研究生生活を含めて、非常に貴重であった4つの出来事を中心に、簡単に回顧してみたい。

1．研究所における研究生生活

前回、大学院時代に留学したときは、ヘリベルト・ヒルテ教授を指導教官に、ハンブルク大学の法学部において研究生生活を過ごしたが、今回は、当研究所の日本法部門のディレクターであるハラルド・パウム博士とのご縁により研究生生活を送ることができた。研究所は、町の中央近くに位置しており、また大学も近い距離にあり、少し歩けばアルスター湖に通じ、研究環境としては抜群である。研究所には各国から、あるいは博士論文の執筆のために、あるいは在外研究のために、各研究員がさまざまな目的をもって研究に励んでいた。書庫には、雑誌および図書を含め、世界各国の法律の文献が備わっており、常時、参照できる状態にあり、研究するには最適であったことはいうまでもない。また、所長の一人であるホプト教授のご配慮により、研究所内の研究会に2度ほど参加させていただき（ご自宅にも招待された）現

在のドイツの最新の議論を確認できたことは、今後の自分の研究にとって非常にメリットが大きかった。

2．ベルリンにおける意見交換会への出席

ビザの申請も終わり、ハンブルクの生活にも慣れてきた頃、パウム先生の紹介により、2007年9月13日にベルリンで開催された「第2回ドイツ連邦司法省及び日本法務省との間の意見交換会」に出席する機会を得たことは、特筆すべきことである。連邦司法省の正門での厳重なチェックを受け、会議場に案内された後、9時頃からドイツと日本の法曹養成について、両国からの意見交換が行われた。これを通じて、両国の法曹養成の現状を確認することで、非常に興味深かったことを記憶している。また、昼食時の雑談に際して、連邦司法省の担当の方に自分の研究テーマに耳を傾けてもらい（ただ、私の研究テーマに関する法律は法務省よりもむしろ、財務省の管轄であった）貴重なアドバイスを頂戴することもできた。午後には、ベルリンの日本大使館においてレセプションが行われ、もちろん楽しい時間を過ごすことができたけれども、むしろ大使館の建物自体に驚かされた。というのも、たまたま夕暮れ時に到着したこともあるが、ライトアップされた大使館はあたかも映画のワンシーンに登場しそうなくらい壮大で印象的であったからである。

交換会の参加者には、ドイツ側からはかつての日本総領事のヘンリク・シュミーゲロー氏をはじめ、ハンブルクの財政裁判所所長のヤン・グロートヘアー氏のほか、各地の裁判官ならびに検察官が出席され、他方、日本側からは法務省の担当をはじめ、裁判官や検察官も出席されていた。このような大物の人物と名刺交換などを通じて交流できたことも、ベルリン滞在の大きな成果であった。後に、先述の

グロートヘア氏からは、ハンブルクの財政裁判所に案内され、さらにハンブルクの検察官であるルトホルツ氏からは、担当する刑事事件の裁判所での傍聴を許可していただき、これも日本では経験できない貴重な体験であった（その一つとして、裁判官の両脇に、日本の裁判員に相当する参審員がいることに気づき、感慨深い思い出になった）。

3. バイロイトにおけるフォーラムでの講演

次に、かつての指導教官であったヒルテ教授からの推薦により、2008年2月29日から3月1日にかけてバイロイトで開催された、第2回バイロイト・経済法＝メディア法フォーラムにおいて日本のヘッジファンド法制について講演する機会を得たことをあげることができる。ドイツには投資法（Investmentgesetz）においてヘッジファンド規制が設けられているのに対して、わが国の金融商品取引法にはいまだファンド規制しか存在しない。ヒルテ教授から講演を依頼された際、この問題をどのように扱うべきか少し戸惑うこともあったが、むしろ、日本の現状を知ってもらえればと考えから、日本のファンド規制に特化した形で最新の情報を伝えることに専念した。語学力の問題もあり、十分にドイツ語で意思が伝わったかどうか自信はなかったが、主催者であるバイロイト大学のライブレ教授が、後にメールでこの大会は成功したような旨のことを述べておられたので、よかったのではないかと善意に解釈している。

いずれにしても、このようなドイツにおける講演も、はじめての経験であり、最初のうちは戸惑ったりもしたが、いまではこのような機会を与えていただいたヒルテ教授やライブレ教授に感謝している（なお、私の講演の内容は、Leible/Lehmann(Hrsg.), *Hedgefonds und Private Equity-Fluch oder Segen?*, 2009, S. 87 ff. に所収されているので、ご参照ください）。

4. ウィーンの企業買収委員会への訪問

さらに、ウィーン経済大学の教授であり、オーストリアの企業買収委員会の委員長を担当しておられるペーター・ドラルト教授の計らいにより、ウィーンの企業買収委員会に訪問できたことも、貴重な経験であった。これまでの研究のテーマは、ドイツ法が中心であったが、この訪問をきっかけにオースト

リア法にも関心が向くようになり、このようなきっかけを与えていただいたのは、ドラルト教授のおかげであるといまでも感謝している。ウィーンには、約12日間滞在したが（そのうちの1日はザルツブルクに観光に行きました）、その間にオーストリアの企業買収委員会における役割や企業買収実務などをご教授いただき、オーストリアの企業買収における法制度の一端だけでも、垣間見ることができたように思われる。企業買収委員会において私の研究のためにわざわざ一席を設けていただいたという恩に報いるためにも、これを契機に、今後もオーストリアの企業法関係の研究は続けていきたい。

なお、これは全体的な印象ではあるが、オーストリアは小国でありながら、EU指令などを自国に見事に調和させているという感覚を受けたことも事実であり、ドイツ法を参考にしながらも、ドイツ法とはまた違った法制度を有している側面があることに非常に感銘を受けた。ウィーンでは、わずか12日間の滞在であったが、ここでも得るものは大きかったと感じている。また、ウィーンに限ると、ハプスブルク家が数百年も統治した都市であることからわかるように、観光に時間をもてあますことはなく、街にいること自体楽しかった。そのような街自体、世界的にみても稀ではなかるうか。

最後になるが、今回の長期在外研究では、上述のように大学院時代に滞在したとき以上に、得るものが多かった。ただ、ユーロが円に対して最高値をつけた時期に滞在したこともあり、現在のようにもう少し安ければ、資金面でもより充実できたのではないかと悔まれる。しかし、そうはいつでも、ハンブルクあるいはウィーンなどにおいて得た経験は、これからも生かしたいと考えているので、できれば定期的に1年に一度だけでも時間を見つけて訪ねてみたい。私にとってハンブルクは、もう第二の故郷になっている。